議案第７４号

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ６ 年 ２ 月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例

大牟田市手数料条例（平成１２年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の８の項中「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の１０の項中「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表の１２の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「戸籍関係届出又は書類記載事項証明書交付手数料」を「戸籍関係届出等受理、書類記載事項等証明書交付手数料」に改め、同表の１３の項中「事務」の次に「又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「戸籍関係書類閲覧手数料」を「戸籍関係書類等閲覧手数料」に、「１件」を「又は届書等情報の内容を表示したもの１件」に改め、同表の１３の５の項を同表の１３の７の項とし、同表の１３の２の項から１３の４の項までを２項ずつ繰り下げ、同表の１３の項の次に次のように加える。

１３の２	戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	１件につき 400円

	証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		
１３の３	戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	１件につき 700円

別表第１の備考第１項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加える。

付　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付に係る手数料、戸籍電子証明書等の提供用識別符号発行手数料等を徴収するため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。